

造船及び船用工業関係報告書一覧表

平成28年9月1日

報告書の種類	報告(申告)義務者	対象製品等	提出期限	様式	備考
1 【政府統計 基幹統計調査】 造船調査票	●造船法に基づく許可事業者 ●小型造船業法に基づく登録事業者 ●造船法に基づく届出事業者	鋼製の船舶(含むアルミ製)又は鋼製以外の船舶(木製、FRP製)で総トン数20トン以上若しくは長さ15メートル以上の船舶	【毎月】 翌月10日まで	造船造機統計調査要綱 第1号様式	
2 【政府統計 基幹統計調査】 造機調査票	●船用タービン ●火花添加機関 ●ディーゼル機関 ●船外機 ●船用ボイラ ●補助機械 ●換舵装置 ●換船装置 ●係船荷役機械 ●軸系及びプロペラ ●航海用具 ●錨・錨鎖 ●自動化機器 のいずれかを行う者で 常時10名以上の従業員を使用している工場	告示に掲げる製品で、その事業所で生産され、販売の用に供される最終的な製品(製造品及び修繕品)	【四半期毎】 四半期末現在 翌月の10日まで	造船造機統計調査要綱 第2号様式	造機調査票と船舶ぎ装品等月間生産高報告書の両方を提出することとなる場合は、同報告書に記入すべき製品であっても、造機調査票に一括して記入し、提出して可。
3 生産状況報告書	●造船法に基づく許可事業者	製造又は修繕の生産高	【半年ごと】 上半期分:11月15日まで 下半期分:翌年度の 5月15日まで	造船法施行規則 第5号書式	
4 鋼造船所施設状況報告書	●造船法に基づく許可事業者	施設の概要	【毎年】 毎年12月31日現在の 状況を翌年2月15日まで	造船法施行規則 第6号書式	前回提出時の報告記載事項に変更がない場合には提出の必要はない
5 船舶用機関等施設状況報告書A	●船舶用機関の製造または修繕 ●船舶用品(ぎ装品を含む)の製造または修理 ●船舶用品の部分品・付属品の製造または修繕 のいずれかを行う者で常時5名以上の従業員を使用している工場	/	【毎年】 毎年12月31日現在の 状況を翌年2月15日まで	造船法施行規則 第7号書式A	造船業者または船舶用機関等の販売業者もしくは船舶電装業者または下請事業者・委託加工業者であっても、船舶用機関等の製造または修繕を行うための工場を有していれば、報告義務がある。
6 船舶用機関等施設状況報告書B	●船舶用機関の製造または修繕 ●船舶用品(ぎ装品を含む)の製造または修理 ●船舶用品の製造または修繕 のいずれかを行う者で常時5名以上の従業員を使用している工場	/	【3年ごと】 対象年の12月31日現在の 状況を翌年2月15日まで	造船法施行規則 第7号書式B	次回:H27年末現在 (H28年2月15日までに報告)
7 船舶用ぎ装品等月間生産高報告書	●船舶用機関の部分品若しくは付属品の製造 ●ぎ装品の製造 ●ぎ装品の部分品若しくは付属品の製造 のいずれかを行う者で常時5名以上の従業員を使用している工場	造機調査の対象製品を除く船舶用品(ぎ装品及びこれらの部分品・付属品を含む)(製造品のみ、修繕品は対象外)	【毎月】 翌月15日まで	造船法施行規則 第8号書式	他の事業者から原材料の支給を受けて、ぎ装品等の製造の事業を営んでいる者(委託加工業者)は報告義務はない。
8 船舶装備用輸出入品入実績報告書	●造船法に基づく許可事業者	輸入品の入手実績	【半年ごと】 上半期分:7月15日まで 下半期分:1月15日まで	造船法施行規則 第9号書式	
9 輸出契約実績報告書	●船舶用機関及び部分品の製造 ●ぎ装品及び部分品の製造 のいずれかを行う者で常時10名以上の従業員を使用している工場	各事業所において製造され、輸出される船舶用機関、ぎ装品及びこれらの部分品(大型の内燃機関を中心に関連機器を含め、船舶一隻分の船用機器類を輸出するもの(=パッケージ輸出)については、他の事業所で製造された製品を含む。)	【半年ごと】 上半期分:7月15日まで 下半期分:1月15日まで	輸出入実績報告要領 様式1	
10 輸入実績報告書	●船舶用機関及び部分品の製造 ●ぎ装品及び部分品の製造 のいずれかを行う者で常時10名以上の従業員を使用している工場	各事業所において製造または修繕される船舶用機関、ぎ装品及びこれらの部分品・付属品のうち輸入品	【半年ごと】 上半期分:7月15日まで 下半期分:1月15日まで	輸出入実績報告要領 様式2	

【注】従業員： 造機調査における「従業員」とは、船用機関等の製造・修繕業務に直接従事するものその他、管理者、事務員、その他間接的に製造・修繕業務に従事するものを含む。
従って、専業工場においては全従業員を、他の業種との兼業工場にあつては造機調査対象業務に従事する従業員をその基準とするが、対象事業と兼業事業の両方にまたがる部門に従事する従業員については、生産額比その他適当と思われる方法により按分する。
上表に掲げる造機調査以外の報告にかかる「従業員」は賃金、給料、その他名称の如何を問わず労働の対償となるものの支払いを受けているものの総称であり、事業所に常勤している有給の会社役員等も含まれる。また特に定めがないので、船用以外の兼業に携わるものも含む。